

日 日時 場 場所 対 対象 料 料金 申 申込み 問 問合せ
☎ 電話 窓 窓口

ID 市ホームページで簡単に検索できます。
詳細は2ページをご覧ください。

☑ 申込みや問合せの受付時間の記載のないものは、
開庁・開館時間

いきいき シニア 情報館

体験型交通安全教室

先着各15名

歩行体験シミュレータや動画を使って、危険
感受性を高めましょう。

日 12/11(水) 10:00から、13:30から
場 いきいき交流センター常澄
対 市内に居住する60歳以上の方 料 無料
申 11/27(水)の9:00から、☎、いきいき交流センター
常澄窓で
問 同センター(☎240-5255)

ID 0082327

在宅医療・介護のお話し会

先着各20名

住み慣れた地域で心豊かに暮らすために考え
てみませんか。

場所	日時
いきいき交流センターあじさい	11/21(木)13:30~15:00
五軒市民センター	11/28(木)10:00~11:30
常磐市民センター	12/11(水)10:00~11:30

対 市内に居住する65歳以上の方 料 無料
申 各開催日前日までに、☎で、水戸在宅ケアネット
ワーク事務局へ
問 同事務局(☎228-6100)または地域支援センター
(☎232-9110)

ID 0018636

通所型介護予防教室

先着12名

リハビリ専門職との面談で、生活機能の課題
や手立てを考える全9回の教室です。

日 R7.1/9~3/6の木曜日 9:30~11:30
場 市役所4階
対 市内に居住する65歳以上で、要支援1・2の認定を
受けているまたは基本チェックリストで生活機能
の低下が認められる方
料 無料 申 12/6(金)までに、☎で
問 地域支援センター(☎297-5903)

ID 0003104

在宅見守り安心システム

自宅で暮らす高齢者などが突然の病気や事
故にあったときに、緊急通報機器のボタンを
押すと、受信センターに通報が入り、助けを
呼ぶことができます。

また、24時間体制で健康や介護について
の相談に応じ、月1回程度、安否確認の電話
を入れるサービスも行っています。

対象▶次のいずれかに該当する方

- ①おむね65歳以上の病弱なひとり暮らし
- ②おむね65歳以上の病弱な高齢者のみで構
成する世帯
- ③75歳以上のひとり暮らし
- ④重度の身体障害のあるひとり暮らし

料金▶月額200円

申込み▶高齢福祉課窓へ

問 高齢福祉課(☎232-9174)

ID 0003690

障害者に準ずる高齢者を 認定します

市県民税や所得税において障害者控除対象
となる障害者に準ずる方を、介護保険の要介
護認定状況などをもとに認定します。

対象▶65歳以上の介護保険の要介護認定を
受けている方で、申告により税の控除を受
けている本人または親族

※要介護の状態によっては認定されない場合
もあります

申請に必要なもの▶介護保険証、本人の認印
申込み▶高齢福祉課窓へ

問 認定については高齢福祉課(☎232-9174)、
障害者控除については市民税課(☎232-
9138)

後期高齢者医療制度の保険証について

問 国保年金課 (☎232-9528)

！ 令和6年12月2日以降、 現行の保険証は発行されません

マイナンバーカードと保険証の一体化に伴い、令和6年12月2日以降、現行の保険証の新規発行・再発行ともに終了します。

12月2日以降に、住所や負担割合など、資格情報(保険証の記載内容)に変更があった場合や、保険証を紛失した場合には、従来の保険証の代わりとなる「資格確認書」を交付します。

現行の保険証と同様に、医療機関等に提示することで、引続き、一定の窓口負担で受診できます。

！ 現在お持ちの保険証は 有効期限まで使用できます

令和6年12月1日までに交付された保険証をお持ちの方は、有効期限(最長で令和7年7月31日)まで使用できます。破棄しないようご注意ください。



記載されている
有効期限まで
使用できます

令和6年12月2日以降に

75歳の誕生日を迎える方には「資格確認書」を交付します

75歳になった方は、誕生日の当日から、それまで加入していた国民健康保険や社会保険などを脱退し、自動的に後期高齢者医療制度の被保険者になります。

保険証の交付終了に伴い、令和6年12月2日から令和7年7月末までの間に誕生日を迎え、後期高齢

者医療制度に加入される方には、誕生月の前月に、マイナンバーカードの保険証利用登録の有無に関わらず、「資格確認書」を送付します(申請不要)。

現行の保険証と同様に、医療機関等に提示することで、引続き、一定の窓口負担で受診できます。
※「資格確認書」の有効期限は、令和7年7月31日です

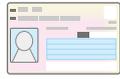
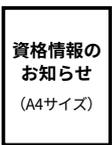
「保険証」または「資格確認書」の有効期限が過ぎた後は…

マイナ保険証(保険証として利用登録をしたマイナンバーカード)の保有状況に応じて、以下のとおりとなります。

マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証をご利用ください。また、保険証または資格確認書の有効期限を迎える前(令和7年7月中)に、「資格情報のお知らせ」を送付します(申請不要)。

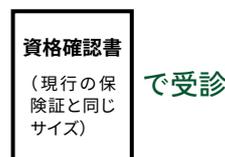
マイナ保険証が利用できない医療機関等では、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を提示してください。

マイナ保険証の利用が	
できる医療機関等	できない医療機関等
 マイナ保険証 で受診	 と マイナ保険証 と  資格情報のお知らせ (A4サイズ) で受診 ※マイナ保険証とマイナポータル の資格情報の画面でも受診 できます

マイナ保険証をお持ちでない方

保険証または資格確認書の有効期限を迎える前(令和7年7月中)に、従来の保険証の代わりとなる「資格確認書」を送付します(申請不要)。

現行の保険証と同様に、医療機関等に提示することで、引続き、一定の窓口負担で受診できます。



※今後の国の動向などにより、内容が変更になる場合があります